

IV. 企業倒産における対応

1. 企業倒産における全般的な対応

(1) 企業倒産の概要

手形等の不渡りの発生や裁判所への破産申立てなどにより倒産が起こりますが、倒産によってすべてが失われるわけではありません。労働債権の確保や企業の再建などその後の対応に大きく左右されます。そのため、倒産以降も組合組織をしっかりと維持することが重要です。

労働組合は、すみやかに事実確認を行うとともに、組合執行部が一丸となるなど組織の団結をはかる必要があります。緊急かつ重大な事項が突発的に発生する可能性も高いことから上部団体などとの連携を強めることが重要です。

また、多くの場合、会社の責任者は、倒産という極限状態のなかで従業員に対して後ろめたさを抱いています。倒産直後に間を置かず「長年会社のために働いてきた労働者を見殺しにするのか」と真摯に訴え、重要な協定が結べるよう努力する必要があります。

用語解説【労働債権】

労働債権とは、①労働の対価として労働者に支払われるべき未払賃金、②労働協約や就業規則等に定めのある（慣行でも可）一時金や退職金、③解雇予告手当（労基法第20条）などのことです。法律（民法306条）では、倒産した場合、これら労働債権の一部を他の一般債権より優先して支払うべきことを定めています。また、労働債権確保のために先取特権も認められています。

破産に関連する債権の種類や優先順位などについては、p.13を参照ください。

(2) 労働組合の取り組み

1) 日常的な備え

倒産という事実は突然発生しますが、それに至る予兆を察知することは可能です。そのためにも、前述のとおり、日頃からの信頼にもとづく健全な労使関係を構築することが重要であり、このような関係性をもとにした迅速な対応によって、早期の再建にもつなげることができます。また、労働組合は、日常・定期的な労使協議会などの場を通じて、経営状況や先行き見通しなどについての的確な状況把握をしておきましょう。不当労働行為への対応、ユニオン・ショップ協定の取り扱い、労使協定の取り扱いについても留意しましょう。以下ページのチェックリストも参照ください。

企業組織再編・倒産・再建時に留意すべき点 (p.7)

加えて、以下のチェックリストをもとに組織点検を行うとともに、必要な対策を行いましょう。

| <input checked="" type="checkbox"/> チェックリスト |
|--|
| <input type="checkbox"/> 労働組合の資格審査、法人格の取得は行っているか |
| <input type="checkbox"/> 労働組合資格証明書、登記事項証明書は取得できているか |
| <input type="checkbox"/> 倒産に備えて会社の資産や労働債権に関する資料を準備できているか |
| <input type="checkbox"/> 会社の資産や負債を把握するための資料 |
| <input type="checkbox"/> 労働債権を把握するための資料 |
| <input type="checkbox"/> 雇用保険受給に必要な資料 |
| <input type="checkbox"/> 組合員の賃金・職種、連絡先・住所などの資料（労働組合の諸資料） |
| <input type="checkbox"/> 労働組合として必要な対策を講じているか |
| <input type="checkbox"/> 労働協約は締結しているか（解雇等を行う場合の事前協議および事前同意の義務づけ） |
| <input type="checkbox"/> 労働組合への権限移譲の手続、対策委員会の設置などの体制整備は行ったか |
| <input type="checkbox"/> 退職金規程の整備、退職金の外部保全がはかられているか |
| <input type="checkbox"/> 退職金規程が整備されているか |
| <input type="checkbox"/> 中退共や企業年金制度など外部保全がはかられているか |

①労働組合資格証明書、法人登記等の手続

a) 労働組合資格証明書の取得 <労働委員会の審査が必要>

労働組合法の要件を備えた組合（法適合組合）であることの証明。

b) 法人格の取得 <法務局で法人登記手続が必要>

法人格は、未払賃金など労働債権⁷⁷の担保として会社の資産や財産を譲渡されたり、管理を引き受けたりする場合に必要となります。

②書類入手と資料準備

次の資料を事前に準備しておくこと、迅速で有効な対応がしやすくなります。

a) 会社の資産と負債を把握するための資料

不動産の登記簿謄本、取引金融機関の口座名、動産譲渡登記ファイル、債権譲渡登記ファイル、賃借契約とその保証料、売掛金のある取引先の住所、有価証券の所有状況、製品・半製品・原材料の保管場所とその量の把握、機械等の主な設備、その他換金性のある資産の把握、抵当権の設定状況、税・社会保険料の未納状況、資金繰り表など

※必要に応じて社長や役員等の所有財産についても把握する必要があります。

b) 労働債権を把握するための資料

労働者名簿、賃金台帳、賃金規程、退職金規程、タイムカード出勤記録など

c) 雇用保険受給に必要な書類

離職証明書等の準備

⁷⁷ 労働債権についてp.43

d) 労働組合の諸資料

労働債権⁷⁸額の資産や再就職支援の要請に必要となる組合員の賃金・職種、組合員の住所、電話番号、家族構成など

③対策委員会の設置など

上部団体などと連携し、対策委員会の設置など体制整備をしておきましょう。また、法的な対抗措置に備えて、弁護士との連携もはかる必要があります。

④必要な労働協約の締結

解雇や緊急雇用対策を実施する場合は、労働組合との事前協議および事前同意を義務づけるよう労働協約に明記しておくことが重要です。

倒産の直前に、賃金の不払いなどが発生することがあります。そうした場合、未払賃金の支払い請求の団体交渉を申し入れ、会社資産および債権の譲渡に関する労使協定を結んでおくことも有効な手段の一つです。

⑤労働組合への権限委譲

労働債権の確保のための取り立てやその配分などに関する権限委譲の手続きをしておく必要があります。

⑥退職金規程の整備、退職金の外部保全

退職金に関する規程がない場合、倒産後、管財人などに労働債権であること否定されないよう、すぐに協定化しておきましょう。また、確実な退職金の確保のため、企業年金制度や中小企業退職金共済制度（中退共）を導入しましょう。なお、賃金支払確保法では、退職金制度がある場合、退職金として支払うべき金額の4分の1に相当する額以上を保全する措置を講じるよう努めなければならないとされています⁷⁹。

⑦一般先取特権に基づく差押えなど

任意での労働債権の保全ができない場合は、裁判所を通して、一般先取特権に基づいて会社資産を差し押さえることを検討しましょう。雇用主（使用者）と、その使用人（労働者）との雇用関係に基づいて生じた債権を有する者は、雇用主の総財産の上に先取特権を有しています（民法306条2号、308条）。

先取特権の実行として、債務名義を得ることなく、不動産や債権に対する差押を裁判所に申し立てることが可能です。この場合、「担保権の存在を証する文書」（先取特権の証明文書）を裁判所に提出することが必要になります（民執法181条1項4号、190条2項、193条）。申立の際に証明すべき事項を、月例賃金、退職金、解雇予告手当ごとに分けて記載し、その裏付けとなる証明文書を提出することになります。この証明文書の取得については、必ず上部団体や弁護士と相談しまし

⁷⁸ 労働債権についてp. 43

⁷⁹ 賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第5条

よう。

(参考様式)

- ・会社資産および債権の譲渡に関する協定 (p.77)
- ・未払賃金等労働債権確認書 (p.78)
- ・債権譲渡通知書 (p.79)
- ・組合員の権限委譲に関する委任状 (p.79)

【債権譲渡に関する補足説明】

会社の売掛債権などの譲渡を受けるには、売掛先に債権譲渡の通知が必要です。通知は、民法467条の債権譲渡の対抗要件を得るために、確定日付のある書面により債権譲渡人名義で行わなければなりません。この通知を一番早く到達させた者が、優先してその債権の支払いを受ける権利を得ます。これにより、税務署や年金事務所に対抗できます。

なお、債権譲渡登記制度に留意する必要があります。債権譲渡登記制度とは、売掛債権をあらかじめ法務局の債権譲渡ファイルに登録することで、簡便に債務者以外の第三者に対する対抗要件を備えるための仕組みです。譲渡通知をしても、法務局の債権譲渡登記が先であれば、負けることも少なくありません。会社が債権譲渡登記制度を使っているか、日頃から点検しておく必要があります。

2) 倒産の予兆が見えた時の対策

倒産の予兆が見えた時、倒産の回避に向け、あらゆる施策を労使で協議しながら進めるとともに、倒産した場合も想定して会社が清算される場合の労働債権確保を目的とした準備を進めておく必要があります。

以下のチェックリストをもとに組織点検を行うとともに、必要な対策を行いましょ

| <input checked="" type="checkbox"/> | チェックリスト |
|-------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 倒産の回避に向けた対策がはかられているか |
| <input type="checkbox"/> | 倒産の予兆の把握（経理・財務・営業等の組合員へのヒアリングなど）、経営分析を実施しているか |
| <input type="checkbox"/> | 会社の現状、将来の見通しなどを確認するため、労使協議・団体交渉を実施する必要はないか |
| <input type="checkbox"/> | 倒産を回避するための会社施策の必要性を確認し、協力できる準備は整っているか |
| <input type="checkbox"/> | 倒産を想定した場合の労働債権確保の準備ができているか |
| <input type="checkbox"/> | 会社の不動産、動産、債権の確認はできているか |
| <input type="checkbox"/> | 税・社会保険料の支払い状況は確認できているか |
| <input type="checkbox"/> | 上部団体や弁護士との連携をはかることができているか |
| <input type="checkbox"/> | 労働債権確保に向けて事前の労使協議を実施しているか |

①倒産の回避に向けた取り組み

a) 倒産の予兆の把握

資金繰りが悪化すると、貸金遅延や取引先への条件悪化などの特徴的な現象がおこります。労働組合は組合員から経営状況や資金繰りなどに関する情報を収集する体制を構築するなど、会社の経営実態の把握に全力を挙げなければなりません。

b) 経営分析の実施

会社から入手した財務諸表をもとに、労働組合で直ちに経営分析を行います。

c) 労使協議・団体交渉の実施

会社に対し、労使協議もしくは団体交渉を申し入れ、経営実態の把握、直近の財務状況、資金繰りを確認します。営業報告書、決算報告書、財務諸表を提出させ、今後の事業計画等について丁寧な説明を求めましょう。

d) 会社施策への対応

会社との協議を通じて行うべきあらゆる施策を話し合い、やむを得ず雇用対策を実施する際は、労働組合としても組合員へ十分に理解を求めていきます。

②倒産を想定した労働債権確保の準備

倒産時の労働債権確保に向け⁸⁰、会社資産や公租公課の支払状況を確認しておきましょう。また、会社資産については、倒産時の労働組合への譲渡などを含めて協議しておきましょう。

a) 不動産の確認

会社が使用している土地・建物などの抵当が入っている場合の抵当権者と債権額を確認しましょう。

b) 動産、債権の確認

会社内外に保管されている製品、半製品、原材料、機械、什器・備品などの動産などを確認しましょう。併せて、譲渡担保に入っていないか、取引の実態、売掛金などの債権の有無、建物の賃借の際の保証金なども把握しておくことが重要です。譲渡担保については、動産譲渡登記ファイル、債権譲渡登記ファイルなどを確認することも必要です。

c) 税・社会保険料の支払い状況の確認

倒産手続の種類によっては労働債権より一部優先されることがあるため、国税・地方税、社会保険料などの公租公課の支払い状況を会社に確認しましょう。

⁸⁰ 労働債権についてp.43

d) 上部団体、弁護士との連携

上部団体やその顧問弁護士と相談し、労働債権確保のための法的手続などの準備を進めましょう。

e) 労働債権の確保に向けた労使協議

会社の倒産の意思決定から破産手続までの期間は非常に短いため、倒産の予兆が見られたら、労働債権の担保として不動産や動産などを労働組合に譲渡することを事前に協議しておきましょう。

3) 倒産した時の取り組み

倒産は、法的な申請をする場合や債権者を集めて私的に整理をする場合など様々です。いずれの場合も、債権に対して会社の資産が少ない状況にあると想定されるため、労働債権を確保するための対応が必要になります。

法によらない場合（私的整理）、裁判所等はまったく関与しませんので、本来優先的に労働債権⁸¹に当てるべき会社の資産が、他の債権者に先取りされるおそれがあります。法による場合（一般先取特権⁸²がある場合）でも、支払原資がなければ弁済されませんし、時間もかかります。労働組合は、倒産と前後して可能な限り早急に、組織的な職場の占拠や資産の譲渡・差押などにより残された財産の保全をはかるとともに、債権譲渡の通知などにより先取特権を最大限活用し労働債権の確保をする必要があります。そうした行為を法的に裏付けする意味から、前掲の会社資産・債権の譲渡に関する協定や会社の財産の保全と組合による事業所占有に関する協定、裁判所への差押え・仮差押申請などを早急に行いましょう。さらに、公的な「未払賃金立替払制度」⁸³がありますので、労働基準監督署に相談し、有効に活用しましょう。

以下のチェックリストをもとに組織点検を行うとともに、必要な対策を行いましょ

| <input checked="" type="checkbox"/> | チェックリスト |
|-------------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 残された財産の保全措置に取り組んでいるか |
| <input type="checkbox"/> | 裁判所に債権の差押・仮差押の申立てを行っているか |
| <input type="checkbox"/> | 「会社の財産の保全と組合による事業所占有に関する協定」を締結したか |
| <input type="checkbox"/> | 「自主生産に関する協定」を締結したか |
| <input type="checkbox"/> | 労働組合による職場の占拠と営業の継続に取り組んでいるか |
| <input type="checkbox"/> | 「未払賃金立替払制度」の活用を検討したか |

⁸¹ 労働債権についてp. 43

⁸² 民法第306条

⁸³ 賃金の支払の確保等に関する法律第3章（第7～9条）

【差押に関する補足説明】

(仮)差押とは、会社の預金を引き出せないようにしたり、動産・不動産を処分できないようにしたり、売掛債権の譲渡をさせないように、財産を法的に凍結する措置⁸⁴です。差押命令は、先取特権にもとづくもので、保全だけでなく直接的に回収することができます。一方、仮差押命令は、あくまで保全のみで、その回収には裁判による判決など別途本執行手続きが必要です。差押命令には数日を要しますが、仮差押命令は当日に出されることもあり、迅速性に優れています。なお、仮差押命令には、必要な保証金を積むことが求められます。仮差押から差押への変更はできませんので、時間的に可能であれば差押を求めていく方がよいでしょう。

労働債権の確保の取り組みと同時に、労働組合による職場の占拠と営業の継続は、会社再建をめざす場合はもちろん、清算の場合でも重要な取り組みです。営業を続けることで労働組合に対する取引先、地域などへの対外的な信用を保ち、組合員を精神的に安心させる効果があります。さらに、手元の原材料や半製品を製品化したり、在庫品が傷む前に換金することで資産を増加させることもできます。

参考として、自主生産に関する協定を掲載しておきます (p. 83)。

(参考様式)

- ・債権差押命令申立書 (p. 82)
- ・当事者目録 (p. 80)
- ・差押債権目録 (p. 80)
- ・担保権・被担保債権・請求債権目録 (p. 81)
- ・第三債務者に対する陳述催告の申立書 (p. 81)
- ・会社の財産の保全と組合による事業所占有に関する協定 (p. 81)
- ・債権仮差押命令申立書 (p. 82)
- ・自主生産に関する協定 (p. 83)

2. 破産 (清算型)

(1) 破産の概要

破産手続は、破産法にもとづく倒産手続で法的整理の中核です。破産となると、その会社の資産や財産はすべて清算・処分されて、その会社は消滅し、負債や債務も消滅することになります。

具体的な手続で中心的な役割を果たすのは、破産管財人です。破産管財人は、破産者の財産を調査・管理・処分し、財産の金銭化によって得た金銭を債権者に弁済または配当します。破産管財人は、労働契約上の使用者、労働組合法上の使用者の地位にあたるものとされています。

⁸⁴ 民事保全法第20条など